

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
1 [1]	東京地裁平成30年5月17日判決・D1-Law29050921	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、第三者において、SNS上でXになりすまし、Xの名誉を毀損等する投稿を行っていることを主張して、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求一部認容	<p>「前記前提事実（2）及び（3）によれば、本件アカウントの名称、出身地、〇〇株式会社への勤務歴及び交際ステータスはいずれもXと一致しており、本件アカウントのページを閲覧した者は、その開設者がXであると認識するものと認められる。</p> <p>そして、これを前提とすれば、本件投稿記事〈1〉ないし〈4〉及び〈6〉は、閲覧者に対し、Xがソープランドやデリバリーヘルス等の風俗店を利用しているかのような認識を、本件投稿記事〈5〉は、Xが電車内で女性の胸元を盗撮し、その写真を公開しているかのような認識を、本件投稿記事〈7〉は、Xが個人的に撮影した女性の裸の写真を公開しているかのような認識を生じさせ、Xの品位や人格について疑いを抱かせるものであるから、Xの社会的評価を低下させ、Xの名誉を毀損することが明らかであると認められる。また、本件各投稿記事の内容が公共の利害に関する事実であるとか、Xになりすまして行われた本件各投稿記事が専ら公益を図る目的でなされたものであるとは認められず、本件各投稿記事の内容が真実であるとも認められない。</p> <p>よって、本件投稿記事〈1〉ないし〈4〉及び〈6〉の内容がXのプライバシーを侵害するかどうかについて検討するまでもなく、本件各投稿記事の内容によるXの権利侵害は明らかであると認められる。」</p>	
2 [2] [6]	大阪地裁平成29年8月30日判決・判例秘書L07250607・判タ1445号202頁・D1-Law28253192	なりすまし、名誉毀損、肖像権、SNS上の投稿記事	Xが、Y（個人）において、SNS上の掲示板でXのアカウント名及び顔写真を使用してXになりすまし、第三者を罵倒するような投稿等を行ったことにより、Xの名誉権、プライバシー権、肖像権及びアイデンティティ権が侵害されたと主張して、Yに対し、不法行為に基づき慰謝料等の損害賠償請求をした事案。	請求一部認容	<p>「Yは、Xが本件サイトにおいて使用していた「C」というアカウント名と同一のアカウント名を本件アカウントで設定し、Xの顔写真を使用して本件投稿を行ったことが認められる。</p> <p>これらによれば、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿は、Xによって行われたと誤認されるものであると認めるのが相当である。</p> <p>（中略）Yは、平成27年5月18日、他の利用者に対し、「ザコなんですか。」（同日午前11時26分）、「ザコを片っ端からアク禁した」（同日午前11時55分）、「みんなキチガイなんだから仲良くしましょう」（同日午後3時10分）（中略）などと投稿したことが認められる。</p> <p>これらの投稿は、いずれも他者を侮辱や罵倒する内容であると認められ、前記（1）のとおり、Xによる投稿であると誤認されるものであることと併せ考えれば、第三者に対し、Xが他者を根拠なく侮辱や罵倒して本件掲示板の場を乱す人間であるかのような誤解を与えるものであるといえるから、Xの社会的評価を低下させ、その名誉権を侵害しているというべきである。」</p> <p>「肖像は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（最高裁平成二四年二月二日判決・民集六六卷二号八九頁参照）。他方、他人の肖像の使用が正当な表現行為等として許容されるべき場合もあるというべきであるから、他人の肖像の使用が違法となるかどうかは、使用の目的、被侵害利益の程度や侵害行為の態様等を総合考慮して、その侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかどうかを判断して決すべきである（最高裁平成一七年一月一〇日判決・民集五九卷九号二四二八頁参照）。</p> <p>前記一及び（1）で認定示したとおり、Yは、Xの顔写真を本件アカウントのプロフィール画像として使用し、Xの社会的評価を低下させるような投稿を行ったことが認められ、YによるXの肖像の使用について、その目的に正当性を認めることはできない。そして、前記争いのない事実等（3）のとおり、Yが、Xの社会的評価を低下させる投稿をするためにXの肖像を使用するとともに、「わたしの顔どうですか？w」（平成二七年五月一八日午前一〇時三九分）、「こんな顔でアイテムBOXさんを罵っていました。ごめんなさい」（同日午前一〇時五四分）などと投稿したことは、Xを侮辱し、Xの肖像権に結びつけられた利益のうち名誉感情に関する利益を侵害したと認めるのが相当である。</p> <p>そうすると、YによるXの肖像の使用は、その目的やXに生じた不利益等に照らし、社会生活上受忍すべき限度を超えて、Xの肖像権を違法に侵害したものと認められる」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
3 [2]	東京地裁平成30年9月6日・D1-Law29053522	なりすまし、名誉毀損、インターネット上の掲示板の投稿記事	Xが、第三者においてXになりすまして行ったインターネット掲示板の書込みにより名誉権を侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求認容	<p>(1) 「Xは、「D」というハンドルネームを用いて「C」上で「E」と称する動画等を配信しており、登録者数は約2万4900名であって、「C」上では「D」という名称が上記動画配信者としてのものであるとの一定の認知があった。」「Xは、「D」として活動していることについて、作詞活動において実名を付記して公表していた。」「インターネット検索サイトで「D」を検索すると、検索結果の1ページには、いずれもX関連の検索結果が表示される状況であった。」「本件スレッドにおいて、本件各記事の直後に、「D'なんちゃらのやつHで偽物とか言ってるけど、正直俺からしてみたら本人にしか見えない 本人が書いたけど保身のために偽物です！って言ってるんだろな・・・」(&gt;585)、「(本件記事4を受けて)まさかの本人登場とは でもさすがに言葉を柔らかくした方が・・・」(&gt;590)などと、本件スレッドに、「G」と同種の実況動画を配信している「D」が投稿していることを前提とした投稿がされた。」</p> <p>(2) 「上記(1)の各事実に加えて、本件各記事は、匿名掲示板に投稿されたものであり、投稿者の氏名を明らかにする必要はないにもかかわらず、あえて「D」の投稿者名が用いられていること(甲6)、Xは本件各記事に係る発信者情報の開示を求めており、このようなXが自ら本件各記事を投稿したとは考え難いこと(裁判所に顕著な事実)を合わせて考えれば、本件各記事は、Xとは別の「D」というハンドルネームを持つ者が同人自身の思想を表現する趣旨で本件各記事を投稿したのではなく、「D」が「C」上で「E」の動画等を配信している者であることを知悉した第三者が、同じく「E」の動画等を配信している「G」のアンチスレッドに、Xを指す「D」を騙って、「G」を「クソ実況者」などと誹謗する本件各記事を投稿したといえる。」</p> <p>(3) 前提事実及び「上記(1)に認定したところに照らせば、「D」がXを示すものであることは少なくともインターネット上における一般読者には了知可能であると認められる。これらを踏まえて、本件各記事を一般読者の読み方に沿って読むと、本件各記事は、「E」の動画等を配信している「D」であるXが、同じく「E」の動画等を配信している「G」について、「クソ実況者が」、「謝罪動画出して消えろよ」、「精神異常者でキチガイで要求無視するクソ実況者」などと侮蔑的な発言をし、又は「あのクソ実況者を私達の手で潰しましょうよ」などと読者を煽るような言動をし、さらには、「我慢の限界なのでGの個人情報晒すことにしました」などと、脅迫的な言辞を投げかけたとの印象を与えるものであって、Xの社会的評価を低下させるから、本件各記事は、Xの名誉権を侵害する。」</p>	
4 [2]	東京地裁平成30年3月14日判決・D1-Law29049365	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、第三者において、SNS上でXになりすまして行った投稿により、名誉及びプライバシーを侵害された旨主張して、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求認容	<p>「1 同定可能性</p> <p>証拠によれば、本件アカウントのアカウント名は、Xの氏名である「X」が使用されていること、本件アカウントのユーザーアカウントは、「(省略)」であるところ、Xの氏名と、Xの勤務先である株式会社〇〇を組み合わせたものとなっていること、本件アカウント上では、「休日入社」という投稿に、Xの勤務先が入っているビルのエントランスホールの写真が掲載されていること、本件アカウントの「自己紹介」欄及び「基本データ」欄に、Xの出身地、学歴、経歴等の情報が掲載されていることが認められる。</p> <p>これらの事実関係の下では、本件サイトの一般の閲覧者の通常の注意と読み方を基準にすれば、本件アカウントはXがこれを作成し使用しているものと認識するのが通常であるということができ、本件アカウントにおいて行われた本件各投稿は、Xによって行われたと認識されるものであると認められる。」</p> <p>「上記1に、証拠を総合すれば、本件各投稿は、本件サイトの一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてこれを見た場合、本件各投稿をしているXが、風俗本や風俗情報サイトに興味を持ち、風俗店に通い、電車で女性の胸元を盗撮して楽しんでいるかのような印象を与えるとともに、それらを自ら公開するという非常識な行動をしていると認識させるものであると認められる。</p> <p>そうすると、本件各投稿は、Xの品位、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであって、Xではない者がXになりすまして上記内容の投稿をすることは、Xの名誉を毀損するものというべきである。」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
5 [2]	東京地裁平成30年3月1日決定・D1-Law29049510	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	弁護士であるXが、第三者においてXになりすまして行ったツイッターの投稿記事に係る情報の流通によって人格権（アイデンティティ権）、名誉権及び氏名権を侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求認容	「(2) 本件各投稿記事は、その投稿時刻及び内容の関係性に照らすと、一連一体のものとして評価されるべきものというべきところ、一般人の普通の注意の仕方を基準としてその内容を見ると、弁護士であるXが、依頼者である医師から得た著名人（D氏）の死亡という社会通念上慎重な取扱いが求められる情報を、売名行為のために、XとD氏との身分関係を偽ってB上に公開したとの事実を摘示するものというべきである。 (3) これらの点からすれば、本件アカウントを用いて投稿された本件各投稿記事は、弁護士であるXの社会的評価を低下させるに十分なものというべきところ、本件各投稿記事に係る情報は、一般人への閲覧に供されていた期間は2日間程度にとどまるものの、その間、多くの者にリツイートされるなどしてインターネット上に広く拡散され、Xのもとに本件各投稿記事への抗議等も多く寄せられたことに照らせば、本件各投稿記事によりXの社会的評価の低下という結果が生じたものと認めるのが相当である。そして、本件における全ての証拠を検討しても、この点について違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情は認められないから、本件各投稿記事に係る情報の流通により、Xの名誉権が違法に侵害されたことは明らかというべきである。」	
6 [2] [7]	東京地裁平成29年9月27日判決・判例秘書L07230635・D1-Law29031799	なりすまし、名誉毀損、肖像権、インターネット上の掲示板の投稿記事	X（声優や役者として活動する者）が、第三者において、Xになりすましてインターネット上の掲示板に各投稿記事を掲載したことによりXの名誉権、プライバシー、肖像権又は名誉感情が侵害されたと主張して、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求認容	「本件記事1・第1及び本件記事1・第2では、IDにXの氏名をローマ字表記したXが用いられていて、プロフィール画像としてXの写真が表示されていることからして、これらの記事を読んだ一般の閲覧者は、これらの記事をXが投稿したものとして理解する可能性が高い。 本件記事1・第1の「バカすぎるんで自分では選ばないことだな」との表現は他人を侮辱する表現であるといえるし、本件記事1・第2の「お前の顔&髪型で帽子なんか被っても無駄だから」との表現は他人を侮辱する趣旨を含み、質問に対して攻撃的な回答をする旨の表現であるといえる。そうすると、本件記事1・第1及び本件記事1・第2の記事を投稿することによって、Xが掲示板で侮辱的表現を含んだ攻撃的な投稿をするような人物であるとの事実を摘示したと評価でき、これにより、Xがそのような言動をする人物であるとして、その社会的評価が低下した可能性が高いというべきである。」 「本件記事1・第3の各記事では、顔評価をお願いします 5段階で（可愛い、まあまあ、普通、微妙、プス）との記載の下にXの顔写真を掲載している。 Xは、自身のE、ブログでこれらの写真を公開しているが、X以外の者が不特定多数人の閲覧可能な電子掲示板において発信することを許可しているとはいえないし、さらに、自身の顔を評価させるために顔写真を用いられることは社会通念上、受任限度を超えていると評価するのが相当であるから、Xの名誉感情等の保護されるべき権利を違法に侵害するものであるといえる。」	
7 [2]	東京地裁平成29年3月16日判決・判例秘書L07231185・D1-Law29046492	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、ツイッターにおいて、別紙アカウント目録記載のアカウント名で第三者が投稿した記事によって、名誉権を侵害されたと主張して、Y（ツイッター）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容	「本件投稿は、「X 風俗嬢です。右太ももに鶴のタトゥーをいれてます。音楽が好きです。#風俗嬢#セックス#淫乱#エロ#エッチ#自分撮り」というものであり、Xが「風俗嬢」であるとする事実と異なる記載や、右太ももに鶴のタトゥーを入れているという、人に知られたくない身体上の特徴について、Xの名前で記載されているものであり、「#風俗嬢#セックス#淫乱#エロ#エッチ#自分撮り」の記載や、下着姿の女性の写真などと共に掲載されていることからすると、一般人の通常の注意と読み方を基準として、本件投稿は、Xが、太ももに鶴のタトゥーを入れた風俗嬢であることを自ら標榜するとの印象を与える内容であり、Xの社会的評価を低下させるものであり、また、Xのプライバシーを明らかにするものであると認められる。 以上の検討に加え、本件投稿の内容からすると、本件投稿は、専ら公益を図る目的で発信されたものとは認められず、事実とは異なる内容が含まれていると認められる上、その他の違法性阻却事由について、Yにおいて特段の主張及び立証を行わないことも併せ考えると、Xの名誉権及びプライバシー権が本件投稿により侵害されたことは明白であり、請求原因（3）の事実等を認めることができる。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
8 [2]	東京地裁平成28年10月19日判決・判例秘書L07133313・D1-Law29020918	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	X (H16頃にテレビ番組に出演していたが、現在は芸能活動を一切していない者) が、第三者におけるツイッターの投稿記事について、同テレビ番組出演時の画像を貼り付けるなどしてあたかもXが投稿しているように誤認させるもので、Xの現在の名誉、人格価値の侵害があるとして、Y (プロバイダ) に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	「(1) 本件各記事は、その内容の多くが卑わいなものであって、しかも、Xの画像を張り付けるなどすることにより、一般通常人を基準として、これらの各記事がX自身の手で投稿された(いわゆるツイートされた)と受け止められるものであり、その結果、Xがこのような卑わいな発言をする人物であるとして、Xの社会的信用を損なうものであることが認められる。 なお、Xが自らも自認するとおり、平成16年当時に放映されていたテレビ番組の中で本件各記事と同内容の発言をしていたかのような吹き替えがされていた点については、10年以上前のテレビ番組での吹き替えの発言であり、Xが現在芸能活動をしておらず、DVD化されたり、上記テレビ番組が再放映されたりするなどしておらず、同吹き替え発言の内容が流布されているといえない状況にある以上、10年以上前の上記吹き替え発言をもって、Xの社会的信用が損なわれていないということもできない。 (2) 前記(1)でXの社会的信用を損なうと認められる本件各記事の内容を見る限り、公益目的があるとか、公共の利害に関わるとかいうことはできず、違法性阻却事由の不存在が認められる。」	
9 [2]	東京地裁平成27年5月25日判決・判例秘書L07030580・D1-Law29022407	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、第三者において、Xと同じアカウント名やXの顔写真を用いて行ったツイートが、Xのプライバシー権や名誉権を侵害するとして、Y (プロバイダ) に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求認容	「前記争いが無い事実及び証拠によれば、本件ツイートの投稿者は、「B」というXと全く同じアカウント名を用いるとともに、「E」とXのユーザー名に「(省略)」を重ねるという極めて類似したユーザー名を用い、さらに、D上のトップページにおいてXの顔写真を用いていることが認められる。 これによれば、一般人の通常の注意と読み方を基準にすれば、本件ツイートは、Xに関する投稿であると容易に誤認されるものであることが認められる。 「証拠によれば、本件ツイート1は、「(省略)」というツイートであり、本件ツイート2は、「(省略)」というツイートで女性の下着姿の写真が添付されていることが認められる。 そして、証拠によれば、本件ツイートは、Xが行ったものではなく、上記写真もXを撮影したものではなく、他人がXになりすまして行ったものであることが認められる。 以上によれば、一般人の通常の注意と読み方を基準にすれば、本件ツイートはXが行ったものであると容易に誤認されるものであるということができ、Xが不特定多数の者に対してインターネット上で自己のわいせつな写真を見たいかと尋ねた上、下着姿の写真を公開するふしだらな人物であるかのような誤解を与えるものであるといえ、少なくともXの名誉権を侵害するものであることは明らかである。」	
10 [3]	大阪地裁平成28年6月8日判決・判例秘書L07150831・D1-Law28242361	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、第三者においてXになりすましてインターネット上の掲示板に投稿したことによりアイデンティティ権、プライバシー権ないし肖像権を侵害され、又は、名誉を毀損されたとして、Y (プロバイダ) に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求棄却	「前記投稿は、その趣旨は明らかではないが、問題となりそうであるのは「妄想ババアは2ちゃん坊を巻き込んでやるなよ」という記載のみであり、これは事実を摘示したものではないし、事実をもとに論評を加えたというものでもなく、他のユーザーに罵声を浴びせたものかどうかは明らかではない。 「証拠略」によれば、本件掲示板は、「ガンダムマスターズ」(ひとりごと) 独り言掲示板 [22] として、「ひとりごとを気軽につぶやくトピックだ!! イベントを達成したとき、艦隊戦で勝利した時など、自由につぶやこう」と記載されていること、ユーザーがそれぞれ、匿名で投稿していること、他のユーザーの投稿を受けて、それに答えた別の投稿をしたりしていることを認めることができる。 そうすると、記載の内容及び本件掲示板の目的、内容等からして、前記投稿の内容のみから、Xの名誉を毀損したとまで認めることは困難である。このことは、本件投稿がなりすましによるものであることによつて、このような記載をXがしたと感ぜられることにより、Xの名誉が毀損されたとまで認めることはできないというべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
11 [3] [7]	東京地裁平成31年3月20日判決・D1-Law29054677	なりすまし、名誉毀損、指名権、SNS上の投稿記事	Xが、第三者において、XになりすましてSNS上でXの知人である別の第三者を非難、攻撃するような複数の投稿がされて、Xの氏名が冒用され、アイデンティティ権や名誉権が侵害されたと主張し、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求棄却	<p>「本件各ユーザー名の表記やプロフィール欄の内容がXを知る者に対してXを想起させる内容のものであることは前記1において認定示したとおりである。</p> <p>しかし、本件各ユーザー名に使用されている文字がXの氏名のそれと異なること自体は明らかであり、同一の氏名表記であると誤認するおそれは極めて低いというべきである。また、別紙投稿記事目録記載第2及び第3のアカウント表記は「D」及び「E」であって、Xの氏名をローマ字で表記した場合は異なるものである。</p> <p>そして、本件各投稿の内容は、本件発信者がCの投稿内容に攻撃的、皮相的な口調で批判をしたり、Cの人間性や経営姿勢を揶揄したりするものであり、本件発信者がCに対して批判的であり、両者が親和的、建設的な関係にはないことは容易に看取できる。そして、Xが株式会社〇〇の経営サポートプログラムを利用し、他の同様の企業関係者と共に、Cと友好的な交流があること（弁論の全趣旨）からすれば、Xの知人等の関係者から見れば、Xが本件各投稿のような攻撃的、皮相的な批判行為を行うことは不合理と感ぜられるはずであるし、真実XがCを批判等する投稿を行うに当たり1字ないし2字違いの類似する字形の名称で投稿するのも不合理というほかなく、そのことはXの知人等の関係者には容易に認識されるものであるから、本件各投稿を閲覧し、本件各ユーザー名の表記がXを想起させるものであることを了解したXの知人等の関係者が、本件各投稿をX自身が記載し投稿したものであると認識（誤解）する可能性は極めて低いというべきである。</p> <p>以上によれば、本件各ユーザー名の表記等がXを想起させるものであり、その表記についてXとの同定可能性が認められる（前記1）としても、本件各投稿を閲覧した読者が、本件各記事をX真実記載したものであると認識するとは認めることはできない。」</p> <p>「本件各投稿の内容がCに対する名誉毀損行為や侮辱行為に当たるか否かは格別、Xが本件各投稿を行う者であるとの事実摘示がされたものとは認められず、Xの社会的評価が低下したものと認められない。」</p>	
12 [3] [5]	東京地裁平成30年6月19日決定・D1-Law29050387	なりすまし、名誉毀損、プライバシー、インターネット上の掲示板の投稿記事	Xが、第三者においてインターネット上の電子掲示板に投稿した記事により、Xの人格権が違法に侵害されたとし、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容	<p>※本件記事1（名誉毀損について）</p> <p>「（略）本件スレッドへの投稿は匿名でされており、投稿するに当たってあえて実名又はそれを容易に推測することができる名称を告げる者はいないと考えられること、本件記事1においてXを特定する事項は「エンターテイメントみやびのX」の文言のみであることからすれば、投稿者が「エンターテイメントみやびのXや！」などと名乗っていることを示す本件記事1を閲覧して、本件記事1がXによって投稿されたものと信じる者は、一般人の注意と読み方を基準とすれば、いないといえることができる。このことは、上記#390の記事の「はなからXさんは出てきてませんよ書き込みなんかするわけないよ（顔文字）」との記載からも明らかである。（中略）</p> <p>そうすると、本件記事1を閲覧した者が、一般人の注意と読み方を基準とすれば、本件記事1がXによって投稿されたものと誤信することはないといえることができるから、そうした誤信が生じることを前提とするXの上記主張は採用できない。（中略）</p> <p>しかしながら、本件記事1を閲覧した者が、一般人の注意と読み方を基準とすれば、本件記事1の投稿によって、Xに何か問題があるという印象を抱くというよりも、むしろ、Xが本件記事1を投稿されることによって、迷惑を被っているとの印象を抱くと思われる。</p> <p>したがって、本件記事1が投稿されることにより、Xの信用等の社会的評価が低下するといえることはできない。」</p> <p>※本件記事2（プライバシーについて）</p> <p>「本件記事2においては、「お前の旧姓、X'やろ？」との記載があり、本件記事2の投稿は、インターネット上の電子掲示板において、Xの旧姓（氏の変更）を摘示するものである。</p> <p>まず、インターネット上の電子掲示板に公表されたXの旧姓は、Xの〈1〉私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれがあることがらであるといえることができる。</p> <p>次に、旧姓を明らかにしている者は社会において数多く存在するが、不特定多数の者が閲覧することのできるインターネット上の電子掲示板に旧姓を公表することを望むことが一般的であるとはいえないから、インターネット上の電子掲示板に公表されたXの旧姓は、〈2〉一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないと認められることがらであるといえることができる。</p> <p>さらに、Xの旧姓が公表されているという事情もないことから、インターネット上の電子掲示板に公表されたXの旧姓は、〈3〉一般の人々に、未だ知られていないことがらであるといえることができる。</p> <p>したがって、本件記事2の投稿は、Xのプライバシー権を侵害するといえることができる。</p> <p>一般の私人であるXが、インターネット上の電子掲示板に旧姓を公表する理由は乏しいから、これをインターネット上の電子掲示板に公表されない利益が公表する理由に優越するものといえるべきである。」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
13 [3]	東京地裁平成28年1月25日判決・判例秘書L07132658・D1-Law29016274	なりすまし、名誉毀損、インターネット上の掲示板の投稿記事	X社（風俗店Cを経営する会社）が、第三者におけるCの経営者になりすましたインターネット掲示板の書き込みにより、名誉権及び営業権を侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	「Xの主張は、本件投稿を読んだ不特定多数人が、それが本物のCの経営者によって書き込まれたものと誤信することを前提とするところ、そもそも、本件掲示板への投稿は全て匿名でされており、投稿するに当たってあえて実名を告げる者はいないと考えられるから、冒頭に「Cの経営者です。」などと名乗っている本件投稿を見て、それが本物のCの経営者によって書き込まれたものと信じる者は、少なくとも、こうしたスレッドを閲読する者の間ではほとんどいないと思われる。また、仮に、その後続く「お客様にはいつも当店をご愛顧賜り誠に有り難うございます。」などの挨拶文言から、いったんは本物のCの経営者ではないかと考えたとしても、「当店スタッフの言うことだけ信じましょう」、「日本人は韓国人の言いなりになりましょう」、「本店ではMERS感染の心配をする必要はありません、その理由は私がそう言ってるからです」という書き込み部分まで読み進めば、これが別人による単なる悪ふざけの書き込みに過ぎないことが誰の目から見ても明らかとなる。 そうすると、本件投稿を読んだ不特定多数人が、それが本物のCの経営者によって書き込まれたものと誤信することはないというべきであるから、そうした誤信が生じることを前提とするXの主張は採用できず、上記のように、一文のみを取り上げれば、Xの名誉権や営業権に影響があり得ると解する余地があるとしても、それらが侵害されたことが明らかであるとまでは認められない。」	
14 [3]	東京地裁平成28年6月7日判決・D1-Law29018786	なりすまし、名誉毀損、インターネット上の掲示板の投稿記事	Xが、第三者におけるインターネット上の電子掲示板の書き込みによって名誉権等を侵害されたと主張して、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	「「セフレとお金出す人募集中」（本件書き込み12）、「穴があれば誰でも良いです」（本件書き込み27）については、いずれも殊更にX名義の書き込みである旨を表す記載となっているところ、一般閲覧者においても、これらの書き込みがX本人によるものではなく第三者がX名義を冒用して書き込んでいるものと判断できるといえるが、むしろ、敢えて第三者がX名義で書き込んでいることを強調する記載であることによって、一般閲覧者に対し、Xが性交目的で交際する女性を探しているような人であるとの印象を与えるものといえ、Xの社会的評価を低下させるものというべきである。」	
15 [4]	東京地裁平成30年11月27日判決・D1-Law29052855	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、第三者におけるBへの投稿によって名誉権等を侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	「名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指し、社会的評価を低下させる表現であれば、それが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、名誉毀損の不法行為が成立するところ、当該表現が社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである（最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁、最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁）。 そこで、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、本件各投稿がXの社会的評価を低下させるものと評価できるかについて判断する。 まず、証拠によれば、本件各投稿の閲覧者においては、本件各投稿の「X親子」とはX及びその父を指していると認識できる。そして、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件各投稿においては、X及びその父が、金に汚いこと、身近な人間から詐欺をしたことといった事実が摘示されており、これらの事実はXの社会的評価を低下させるものであると認められる。 （中略）本件各投稿が専ら公益目的でされたものであるとは認められないのであって、そうすると、その余について判断するまでもなく、違法性阻却事由の存在はうかがわれない。 以上によれば、本件各投稿により、Xの名誉ないし父に対する敬愛追慕の情が毀損され、その権利が侵害されたことは明らかであると認められる。」	
16 [4]	東京地裁平成30年8月9日判決・D1-Law29053774	なりすまし、名誉毀損、SNS上の投稿記事	Xが、第三者におけるツイッターへの投稿によって名誉権等を侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	「本件各記事は、その投稿日時及び内容の関連性に照らし、一連の記事として投稿されたものであると読み取ることができる。そして、一般人の普通の注意と読み方を基準として本件各記事を読んだ場合、弁護士であるXが、自己の依頼者である医師から得た著名人の生死に関する情報を、売名行為のために、その著名人との身分関係を偽って、インターネットを通じて外部に流出したという事実を摘示するものと理解されるのが通常であり、これがXの社会的評価を低下させる内容であることは明らかである。また、本件各記事の投稿は、第三者がXになりすまして行ったものであって、上記事実が虚偽であることは明らかであるから、本件各記事について違法性阻却事由の存在も認められない。 したがって、本件各記事について、少なくとも名誉毀損による不法行為が成立するといえ、権利侵害の明白性の要件を満たすというべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
17 [4] [5]	東京地裁平成28年8月2日判決・D1-Law29019727	なりすまし、名誉毀損、名誉感情、インターネット上の掲示板の投稿記事	Xが、第三者におけるインターネット上の掲示板への投稿によってXの名誉権ないし名誉感情が侵害されたとし、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	<p>「1 Xの特定可能性について</p> <p>証拠によれば、本件スレッドは、「D」というタイトルであることが認められ、そこから直ちに本件各書き込みがXを対象としたということとはできない。しかし、同スレッドには、Xの氏名（氏のみの記事も含む。）及び年齢が記載されており、Xの住所地と同一の地名であるBとの記事も見られ、加えて、Xの氏とともにリンクが記載されており、リンク先にはXの氏名とともに同人の写りがアップロードされている。これらの事情を併せ鑑みると、本件スレッドにおける本件各書き込みがXを対象としたものであると認められる。」</p> <p>「（1） 投稿番号329について</p> <p>この点、「不潔で不衛生な小屋暮らし」との記事については、Xが不衛生な住環境の中で生活をしており、衛生観念に乏しい人物である、あるいはそのような環境にいることを甘受せざるを得ないような社会的立場にいるといった印象を一般の閲覧者に与えるものであり、Xの社会的評価を低下させるものというべきである。」</p> <p>「（2） 投稿番号339について</p> <p>当該書き込みは、「Eです」と記載されているところ、本件スレッドの内容及びXの氏名に照らせば、「E」がXを指すものとして使用されているのは明らかである。また、当該書き込みの体裁は、X自身が行ったような形になっているが、その記載内容に鑑みれば、X自身が書き込んだとは考え難い。そして、「どうしてもワキガ気味になっちゃうかもです」との内容は、Xの体臭に問題がある旨を意味するものであり、そのような摘示がXに強い不快感を与えることは明らかで、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるといえる。そうすると、当該書き込みは、X以外の者が行ったもので、Xの名誉感情を害するものであるといえる。」</p> <p>「（3） 投稿番号518について</p> <p>「E」が原告を指すと考えられるのは上記（2）のとおりであり、かつ、それが原告自身によって書き込まれたとは考え難いことも上記（2）と同様である。また、「不衛生で汚い」、「元馬小屋を改装した」といった記載は、原告の住環境が衛生的に劣悪であり、元々人が住まないような小屋に住まざるを得ないような状況にあるとの印象を一般の閲覧者に与えるものであり、原告の社会的評価を低下させることは明らかである。したがって、当該書き込みは、原告以外の者が行ったもので、原告の名誉権を侵害するものである。そして、当該書き込みがインターネット上の掲示板においてなされたからといってその結論を左右しないのは前記のとおりである。」</p>	
18 [4] [5]	東京地裁平成27年2月4日判決・D1-Law29044746	なりすまし、名誉毀損、プライバシー、ブログの投稿記事	Y会社の取締役であったXが、Y会社及びY会社の代表取締役であるY1らに対し、Y1らが取引先等に対して送信した電子メールや、Y1らがXになりすまして行ったSPAMメールの送信、ブログへの投稿等により、Xの名誉が毀損され、プライバシーが侵害されたと主張して、不法行為に基づき損害賠償請求をするとともに、Y会社に対し、謝罪広告の掲載を求めた事案。	請求一部認容	<p>「証拠によれば、本件ブログ投稿行為等は、X本人になりすまして、〈1〉Xが、これまでに、勤務先の金員を着服して解雇されたり、薬物依存症により施設に入所したり、その他何らかの不正な行為を重ねてきた人間であるという事実を摘示し、〈2〉Xの運転免許証の記事内容をその一部にマスクングを施して転載するなどして、Xの顔写真、氏名、生年月日、現住所、電話番号、学歴、職歴又は父母姉妹の氏名という秘匿性の高い個人情報を公開するものであって（ただし、本件表現行為11については、〈1〉のみに該当し、本件表現行為14については、〈1〉に該当するほか、リンク先のサイトと併せ読むことにより〈2〉に該当する。）、Xの社会的評価を低下させる事実を摘示してその名誉を毀損するものであるとともに、Xのプライバシーを侵害するものであることが明らかである。」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
19 [5]	東京裁令和元年12月23日判決・D1-Law29058293	なりすまし、名誉毀損、インターネット上の掲示板の投稿記事	X（風俗店を経営する会社）が、第三者におけるインターネット上の掲示板への投稿によってXの名誉権が侵害されたとして、Yら（いずれもプロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容	<p>「ア 285番投稿 一般の読者の普通の注意と読み方を基準に285番記事を見ると、285番記事は、本件店舗を訪れる男性客の中には、接客担当の女性従業員の接客対応に勘違いして、女性従業員に対して性的な行為を要求する者がいること、本件店舗の女性従業員が、接客対応に勘違いして性的な行為を要求するような男性客を受け容れていないことを一般の読者に認識させるものといえる。 上記認識内容は、接待飲食等営業に係る店舗においてありえないとまではいえない事象であり、これだけをもってXが本件店舗で違法営業をしているとの印象を与えるものとまではいえない。285番投稿は、Xの品性、信用等について社会から受ける客観的な評価に影響を及ぼすものではない。285番投稿がXの名誉権を侵害するとのXの主張は採用できない。</p> <p>イ 289番投稿 一般の読者の普通の注意と読み方を基準に289番記事を見ると、289番記事は、289番投稿に近い時間に、接客担当の女性従業員が、同意なく客に下着の中に手を入れられたこと、しかも、同意なく客に下着の中に手を入れられたのは今回初めてではないこと、女性従業員はこれらのことを受け容れることができないと表明していることを一般の読者に認識させるものといえる。 上記認識内容によれば、女性従業員は客に下着の中に手を入れられることを受け容れていないと認識されるが、これが本件店舗における接客対応の実態か否かは記載自体によっても定かではなく、Xが明示又は黙示に女性従業員の意に反してそのような接客対応を命じているとも認識することができる記載振りである。そうすると、289番投稿は、Xの品性、信用等について社会から受ける客観的な評価を低下させるものというべきである。」</p> <p>「Xは、285番投稿及び289番投稿が「なりすまし」（インターネット上において、発信者が、その主体を偽り、第三者を装うことで、あたかも当該第三者による情報発信であるかのような虚偽の外観を作出する行為で、多くは他者に対する攻撃の意図や他者の著名性を利用する目的でなされるもの。）によるものであるとも指摘する。しかし、「なりすまし」であるからといって、閲覧者は信頼性の低い情報と受け取るには限らないし、その記事内容につき当然に虚偽が混合した信頼度の低いものであるわけでもない。結局、この「なりすまし」の指摘が主張としてどのような位置付けとなるのかは定かではなく、少なくとも一般の読者の普通の注意と読み方を基準とする以上、285番投稿及び289番投稿が「なりすまし」によるものか否かは、その結論を左右する要素にならない。」</p>	
20 [5]	東京地裁平成29年3月16日判決・判例秘書L07231185・D1-Law	なりすまし、プライバシー、SNS上の投稿記事	X（一般女性）が、第三者におけるツイッターへの投稿によってXのプライバシー権や名誉権が侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容	<p>「本件投稿は、「X 風俗嬢です。右太ももに鶴のタトゥーをいれてます。音楽が好きです。#風俗嬢#セックス#淫乱#エロ#エッチ#自分撮り」というものであり、Xが「風俗嬢」であるとする事実と異なる記載や、右太ももに鶴のタトゥーを入れているという、人に知られたくない身体上の特徴について、Xの名前で記載されているものであり、「#風俗嬢#セックス#淫乱#エロ#エッチ#自分撮り」の記載や、下着姿の女性の写真などと共に掲載されていることからすると、一般人の通常の注意と読み方を基準として、本件投稿は、Xが、太ももに鶴のタトゥーを入れた風俗嬢であることを自ら標榜するとの印象を与える内容であり、Xの社会的評価を低下させるものであり、また、Xのプライバシーを明らかにするものであると認められる。」</p> <p>「以上の検討に加え、本件投稿の内容からすると、本件投稿は、専ら公益を図る目的で発信されたものとは認められず、事実とは異なる内容が含まれていると認められる上、その他の違法性阻却事由について、Yにおいて特段の主張及び立証を行わないことも併せ考えると、Xの名誉権及びプライバシー権が本件投稿により侵害されたことは明白であり、請求原因（3）の事実等を認めることができる。」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
21 [5]	東京地裁平成27年7月9日判決・D1-Law29021583	なりすまし、プライバシー、SNS上の投稿記事	X(一般人)が、第三者における短文投稿情報サービスB及びソーシャルネットワーキングサービスCへのXになりすました投稿により、プライバシー権及び名誉権が侵害されたとして、Y(プロバイダ)に対し、発信者情報開示請求をした事案。	請求一部認容	「ア 本件アカウント1及び本件アカウント2はXの氏名又はこれと読み方を同じくする氏名を用いたものであるが、そのようなアカウントを第三者が作成すること自体は容易に可能と考えられるから、上記事実から本件投稿1及び本件投稿2の発信者がX又はその承諾を得た者であると推認することはできない。 本件投稿1及び本件投稿2は後記のとおりXの名誉権及びプライバシー権を侵害する内容のものであって、Xが自らこれを投稿することは通常考え難いこと、他方、Xの住所、電話番号等の個人情報は一定の範囲の者には知られているのが通常であるし、履歴書についても第三者が入手した可能性は否定できないこと、投稿に係る出来事については実際に起こった出来事か否かの判別も不可能であることなどを総合すれば、本件投稿1及び本件投稿2はX以外の第三者により投稿されたものと推認され、上記推認を覆すに足りる証拠はないというべきである。 イ 本件投稿1及び本件投稿2のうちXが個別に指摘する部分は、これがXによる投稿として一般の者に読まれた場合、Xの社会的評価を低下させ、名誉権を侵害するものと認められる。また、生年月日、住所、電話番号等を記載した部分は、Xのプライバシー権を侵害するものと認められる。」	
22 [6]	東京地裁平成27年7月2日判決・D1-Law29021508	なりすまし、名誉感情、SNS上の投稿記事	X(会社員・一般女性)が、第三者におけるXになりすましたフェイスブックへの投稿によってXの名誉権が侵害されたとして、Y(プロバイダ)に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	一部認容	「(1) 本件各記事の内容は、別紙3情報目録記載1及び2の各(1)のとおりであり、その内容や投稿状況等(甲7の1・2)に照らせば、Xが公に卑猥な記事を投稿するような破廉恥な人間であるかのような印象や低俗な人間であるかのような印象を与えるものであることは明らかであるから、Xが、本件各記事により、名誉ないし名誉感情の侵害を受けていることは明らかである。 そして、本件各記事に、公益性は認められず、その他違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情は存在しないものと認められる(弁論の全趣旨)。 したがって、Xが本件各記事によって権利を侵害されていることは明らかであり、法4条1項の「権利侵害の明白性」の要件を充足しているといえる。 (2) Yは、Bの利用者は、偽名を用いて当該サービスを利用できることを知っているところ、一般の閲覧者は、女性が、自ら、多数の者がその情報を共有するBにおいて、本件各記事のような投稿をするとは考えないのが通常であるなどとして、Xの権利侵害が明白であるとまではいえない旨主張する。 なるほど、一般の閲覧者の中には、本人ではない何者かがXの名を騙って本件各記事を投稿しているものとする者もいるであろうが、そのようなことが一般的であるとまではいえないから、そのような可能性をもって、上記の権利侵害の明白性が左右されるものではない。よって、Yの上記主張は採用できない。」	
23 [6]	大阪地裁平成28年2月8日判決・判例時報2313号73頁・D1-Law28242361	なりすまし、肖像権、SNS上の投稿記事	Xが、第三者におけるXになりすましたインターネット上の掲示板への投稿により、Xのアイデンティティ権、プライバシー権、肖像権、名誉権を侵害されたとして、Y(プロバイダ)に対し、発信者情報開示請求をした事案。	請求棄却	「本件投稿は、いずれもXが行ったものではなく、第三者(本件発信者)が行ったものと認めることができる。 そして、前記争いのない事実等(2)のとおり、本件投稿を行った者は、平成二七年五月一八日頃、本件アカウントを利用し、プロフィール画像としてXの顔写真を使用し、アカウント表示名として「D」というXの氏名である「X」をもじった名前(本件ハンドルネーム)を使用したものであるから、本件投稿は、いわゆる第三者がXになりすまして投稿したものと認めることができる。」 「Xは、本件発信者が、本件アカウントのプロフィール画像として、Xの許諾を得ないでXの顔写真を使用して公開しているから、Xのプライバシー権又は肖像権が侵害されたと主張する。 しかし、プライバシー権とは、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由であるところ、本件アカウントのプロフィール画像として用いられたXの顔写真は、Xが五年ほど前に本件サイトに登録した際にXのプロフィール画像としてアップロードしたものであって、X自らが不特定多数の者が閲覧することを予定されたSNSサイト上に公開したものであるから、これが用いられたことにより、Xのプライバシー権が侵害されたと認めることはできない。 また、肖像権とは、みだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されないという人格的権利であるが、前記のとおり、Xの顔写真は、Xが自ら公開したものであるから、本件投稿により、Xの肖像権が侵害されたと認めることもできない。 よって、プライバシー権及び肖像権を侵害されたというXの主張も理由がない。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
24 [6] [7]	東京地裁平成30年3月8日判決・D1-Law29049719	なりすまし、肖像権、氏名権、SNS上の投稿記事	X（宗教法人の代表役員）が、第三者においてXになりすまして行ったツイッターへの投稿により、Xの肖像権や氏名権が侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報開示請求をした事案。	請求認容	<p>「氏名は、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有する（最高裁昭和58年（オ）第1311号同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照）ところ、これを違法に侵害された者は、加害者に対し、損害賠償等を求めることができる。</p> <p>そして、通称名についても、個人が当該通称名をその個人を示すものとして使用し、当該通称名がその個人を示すものであることが世間に幅広く認識されているなどの事情により、その個人が当該通称名につき氏名に準ずる人格的利益を有するに至ったと認められる場合には、当該通称名を違法に冒用した者に対し、損害賠償等を求めることができるものと解すべきである。」</p> <p>「これらのことからすると、「X」という通称名は、Xによる宗教活動その他の対外活動に関心を有する者の間において、Xを示すものとして幅広く認知されているものと認められるから、Xは、本件口頭弁論終結時において、「X」という通称名につき氏名に準ずる人格的利益を有していると認められる。したがって、Xは、上記通称名を違法に冒用した者に対し、不法行為に基づき損害賠償等を求めることができるというべきである。」</p> <p>「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないことのみならず、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されないことについて、法律上保護されるべき人格的利益を有すると解するのが相当である（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁、最高裁平成15年（受）第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁参照）。そして、これらの行為が不法行為法上違法となるか否かは、上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。</p> <p>そこで検討するに、本件画像は、XのオフィシャルWEBサイトに使用されている写真画像と同じ写真を用いたものであり、Xの肖像であると認められる。</p> <p>そして、上記（1）で認定したとおり、本件アカウントは、Xの通称名を冒用するものである上、「その他お仕事のご依頼はDMまで。」という本件投稿の記載からは、氏名不詳者がXを装って業務を受注し、不法に経済的利益を得ることを意図していることもうかがわれる。このように、本件アカウントは、アカウント開設の目的そのものから極めて悪質性が高いと認められるところ、本件画像は、本件投稿の内容と相まって、氏名不詳者がXを装う手段として用いられているものであり、Xはこのような形で自らの肖像を使用することを許諾していない（甲2）ことからすると、本件アカウントにおける本件画像の使用が、Xにおいて社会生活上受忍すべき限度を超えるものであり、Xの肖像権を違法に侵害するものであることは明らかである。」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
25 [7]	東京地裁令和2年6月26日判決・D1-Law28282538	なりすまし, 肖像権, SNS上の投稿記事	X(一般人)が、第三者において、Xになりすまして俗悪なユーザー名でツイッターアカウントの登録をした上、これを使用して、Xの顔写真を添付して同アカウント開設に係る投稿をしたことにより、Xの肖像権や名誉感情が侵害されたとして、Y(ツイッター)に対し、発信者情報開示請求をした事案。	請求一部認容	「人の氏名、肖像等(以下、併せて「肖像等」という。)は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される(最高裁判所平成24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁等)。「もっとも、人の肖像等を無断で使用する行為が不法行為法上違法となるかどうかは、対象者の社会的地位や、当該使用の目的、態様及び必要性等を総合考慮し、対象者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」「本件発信者は、Xと同姓同名の「A」というアカウント名及び「@■▲●」というユーザー名で本件アカウントの登録をし、Xの顔写真を添付の上、「b小→c中→d64期ヴァイオリン専攻Aの裏垢」などと記載して、本件投稿をしたものである。」「Xは、ヴァイオリンのコンクールにおいて入賞歴があるとはいえ、飽くまで私人である高校3年生であって、もとよりその肖像等を無断で使用されることを受忍しなければならないような社会的地位にはない。」「そして、上記のとおり、本件投稿が、X以外の第三者である本件発信者が、Xと同姓同名のアカウント名を登録し、Xの経歴を紹介した上で、「Aの裏垢」などと記載してされたものであることからすると、本件発信者は、あたかも本件アカウントがX自身の非公式のアカウントであるかのように装い、Xになりすまして本件投稿をしたものであると認められ、Xの顔写真も、上記「なりすまし」の一環として使用されたものというべきである。」「その上、そのユーザー名は、「@■▲●」と登録されているところ、このうち「■」の部分は、ローマ字読みで「■」と読むことができ、かつ、他に適当な単語もないことから、そのように読むのが自然であるところ、これは、「女誑し」という、女性を騙してもてあそぶことや、それを常習とする男性を意味する言葉を容易に想起させる文言である。また、このうち「▲」との部分は、上記「■」との文言と続けて読むことで、「▲」という自慰行為を想起させる読み方をする文言と受け取られかねないものであり、少なくとも本件発信者は、上記の読み方及び趣旨で上記ユーザー名を登録したものと合理的に考えられる。なお、残り「●」との部分の読み方及び趣旨は必ずしも判然としないものの、この点を除いた上記部分のみでも、本件アカウントのユーザー名は俗悪な印象を与えるものであるといえることができる。」「そして、Xが、通学している高校において、他の生徒から「■」と呼ばれ、揶揄され、その保護者の間でもXについて不当な噂が流布されていることがうかがわれる状況にある。」「以上によると、本件発信者は、Xを不当に貶める目的で、Xになりすまして本件アカウントを登録・使用し、その一環としてXの顔写真をXに無断で使用したものと認められるから、上記顔写真の使用の目的は不当なものであり、およそ必要性は認められず、使用の態様も悪質であるといわざるを得ない。」「以上の各事情を総合考慮すると、本件投稿によるXの肖像権侵害は、社会生活上受忍の限度を優に超えるものというべきであり、本件投稿は不法行為法上違法となることが明らかである。」	
26 [7]	大阪地裁令和2年9月18日判決・判例秘書L07551157	なりすまし, 氏名権, 口コミサイト上の投稿記事	Xが、第三者においてXになりすまして行った口コミサイトの投稿記事によって人格権(氏名権)が侵害されたとして、Y(同サイトを設置、管理、運営している法人)に対し、人格権に基づき投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容(削除肯定)	「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有するところ、かかる権利は、不法行為上、強固なものとして保護されると解される(最高裁判所昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照)。そして、Yの規約においても、禁止及び制限される不適切な投稿として、「なりすまし」による投稿を例として挙げており、禁止及び制限される「なりすまし」から例外として特に除外されるものは想定されていないこと(乙2)も踏まえると、第三者に氏名を冒用された者は、人格権を違法に侵害されたものとして、人格権に基づき、現に存在する侵害行為を排除するためにかかる投稿の削除を求めることができると解すべきである。本件においては、本件投稿記事の投稿者名(C)は、Xの氏名(X1)を逆に表記しただけのものであり、Xの氏名を用いたものというべきところ、前提事実(2)、(3)、認定事実(1)、(2)によれば、Xは、仮に自らが本件投稿記事を投稿したのであれば、その記事を自由に編集又は削除できるにもかかわらず、そうした対応をとらずに、本件投稿記事が書き込まれた後、速やかに代理人弁護士に委任して法的措置を講じたこと、本件整骨院を批判するような本件投稿記事の内容に反し通院を継続しており、本名を明らかにして本件投稿記事をする動機が見当たらないことを指摘できる。そして、Xが本件投稿記事を書き込んだことを窺わせる事情が見当たらないことも踏まえると、X以外の者が本件投稿記事を書き込んだものと認められる。上記に加え、Xが自己の氏名の使用を第三者に許諾したなどの事情は見当たらず、本件投稿記事の投稿者名及び投稿内容に照らし、同名の仮称が投稿者名に偶然用いられて投稿されたものとは考えられないことからすれば、Xは、その氏名を第三者に無断で使用されたものと認めるのが相当である。以上によれば、Xは、他人に氏名を冒用されない権利を違法に侵害されたといえるから、利用規約により本件サイトに投稿された記事につき一定の削除権限を有するYに対し、人格権に基づき本件投稿記事の削除を請求できる。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
27 [7]	東京地裁令和2年6月19日判決・D1-Law29060278	なりすまし、氏名権、SNS上の投稿記事	Xが、第三者におけるXになりすましたツイッターへの投稿により、Xの氏名権を侵害されたとして、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報開示請求をした事案。	請求認容	「氏名は、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有し、これを違法に侵害された者は、加害者に対し、損害賠償を求めると解される（最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁、最高裁平成18年1月20日第二小法廷・民集60巻1号137頁参照）。 そして、前記1（2）イのとおり、本件アカウントのアカウント名及びユーザー名は、いずれもXの氏名が用いられており、そのヘッダー画像、プロフィール画像及びプロフィールの紹介文の内容についても、すべてXを指すものとなっている。 そのため、本件アカウントの開設者は、同アカウントにつき、Xが自ら開設したものであるかのように装ったものであり、Xは、同アカウントにおいて行われた本件投稿により、その氏名を冒用されたものと認められる。」	
28 [7]	東京高裁平成30年6月13日判決・判時2418号8頁・D1-Law28274183	なりすまし、氏名権、SNS上の投稿記事	X（宗教法人の代表役員で、X'という通称名を使用して書籍の出版等を行っている者）が、第三者においてXになりすましてツイッターのアカウントを開設し、使用していることについて、氏名権及び肖像権を侵害されたと主張して、Y（プロバイダ）に対し、発信者情報開示請求をした事案。	請求認容	「氏名は、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有し、これを違法に侵害された者は、加害者に対し、損害賠償を求めると解される（最高裁昭和六三年二月一六日第三小法廷判決・民集四二巻二七頁、最高裁平成一八年一月二〇日第二小法廷・民集六〇巻一三一七頁参照）。 したがって、氏名でなく通称であっても、その個人の人格の象徴と認められる場合には、人は、これを他人に冒用されない権利を有し、これを違法に侵害された者は、加害者に対し、損害賠償を求めるといえるべきところ、前記前提となる事実によれば、「X'」がXの人格の象徴と認められることは明らかである。 そして、前記前提となる事実及び弁論の全趣旨によれば、本件プロフィール等は、Xアカウントとは別に、Xの通称のほか、Xアカウントに掲載されているものと同じ顔写真を使用し、しかも、「X'のプライベートアカウントです。基本知り合い以外のフォロー許可しません。その他お仕事のご依頼はDMまで。」などと、あたかも、Xアカウントを公的なもの、本件アカウントを私的なものとして、いずれもXが自ら開設したものであるかのように装っているものであると認められる。そして、本件証拠関係の下では、本件アカウントの開設、使用について、Xの同意もなく、不法行為の成立を阻却するような事情は何ら認められない。 このような事実からすると、本件プロフィール等によって、Xの権利が侵害されていることは明らかというべきである。」	(第1審) 東京地裁平成29年1月24日判決・D1-Law2904604
29 [9]	さいたま地裁平成29年10月3日決定・判時2378号22頁・D1-Law28261596	なりすまし、アカウント自体の削除、SNS上の投稿記事	X（若手起業家として著名な者）が、他人が開設したツイッターのアカウントにより名誉権を侵害されたとして、Y（ツイッター）に対し、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、当該アカウント全体の削除と返信ツイートの削除の仮処分を求めた事案。	請求認容（削除肯定）	「本件アカウントは、アカウント名、プロフィール欄の記載、ヘッダー画像及び投稿記事の全てにおいて、Xが本件アカウントを開設したかのように装い偽った上で、閲覧者に対し、Xが元AV女優であって、投稿した画像のアダルトビデオに出演しているかのような印象を与え、かつ、Xがそのような画像を投稿したかのような印象を与えることを目的として開設され表現がされたものと認められる。 このように外形的にみても、本件アカウントは、アカウント全体が、どの構成部分をとってみても、Xの人格権を侵害することのみを目的として、明らかな不法行為を行う内容の表現である。 このようなアカウント全体が不法行為を目的とすることが明白であり、これにより重大な権利侵害がされている場合には、権利救済のためにアカウント全体の削除をすることが真にやむを得ないものというべきであり、例外的にアカウント全体の削除を求めることができると解するのが相当である。このような不法行為のみを目的として他人を偽るアカウントが削除されたとしても、本件アカウントの保有者としては、別に正当なEアカウントを開設することが何ら妨げられるものではない。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
30 [9]	東京地裁令和2年2月27日判決・D1-Law29059232	アカウント自体の削除、SNSやインターネット上の掲示板の投稿記事	日本IBMの従業員であったXが、かつて交際していたYによりSNSや電子掲示板に投稿された記事によって、Xの名誉権やプライバシーが侵害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき本件アカウント及び当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「弁論の全趣旨によれば、Yは、別紙投稿目録1及び2の1～11記載の各記事が投稿されている別紙アカウント目録1及び2記載の両アカウントを管理していることが認められる。そして、上記各記事の摘示する事実を公表されないXの名誉権やプライバシーが当該事実を公表するYの表現の自由に優越することは、前記2(1)イのとおり、明らかである。 また、別紙アカウント目録2記載のアカウント(B)へは、平成30年2月24日以降、X等の男性から独身と偽られたり精神的肉体的なDVを受けたりした女性被害者の会を立ち上げ、参加者を募っていることを訴える記事が大量に投稿されているから(前記1(10))、記事を個別に削除するだけでは権利の救済として不十分であり、上記アカウント自体がXの名誉権やプライバシーを明白に侵害するものといえる。 他方、Yにおいて別紙投稿目録3、4及び5の2～22記載の各記事が投稿されている別紙投稿目録3及び5の2～22記載の各掲示板や別紙アカウント目録3～10記載の各アカウントを管理していることを認めるに足りる証拠はない。 また、別紙アカウント目録1記載のアカウントへは、平成24年1月24日と同月26日に別紙投稿目録1記載の各記事が投稿されたものの(前記1(7))、他に同趣旨の記事が大量に投稿されていることを認めるに足りる証拠はないから、記事を個別に削除するだけで権利の救済としては十分であり、上記アカウント自体がXの名誉権やプライバシーを明白に侵害するものといえない。 したがって、Xは、Yに対し、別紙アカウント目録2記載のアカウントと別紙投稿目録1及び2の1～11記載の各記事のみの削除請求権を有している」	
31 [10]	東京地裁令和元年7月29日判決・D1-Law29057658	アカウント自体の削除、インターネット上の掲示板の投稿記事	X1会社(経済ニュース解説等の商品を販売)及びX2(その親会社)が、X1らのワンクリック詐欺により被害を受けた等の記事をインターネット上に投稿したY(X1から商品を購入した者)に対し、上記投稿が名誉毀損及び信用毀損に該当するとして、不法行為による損害賠償請求を求めるとともに、X1とYとの間で上記誹謗中傷をYが今後行わないこと等を内容とする民事調停法上の調停が成立しているにもかかわらず、同調停合意後もYは同様の行為を重ねているなどとして、同調停合意に基づく履行請求権又は人格権に基づく侵害排除請求権及び侵害予防請求権として、Cアカウントの削除、投稿記事の削除、名誉信用毀損行為の差止め及びXらへのメール送信禁止を求めた事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「X1とYとの間には、本件商品に関し、YがX1及びその関係者に対して一切の誹謗中傷行為を行わず、Cアカウントの削除を含む既に行われた誹謗中傷等の表現行為を削除すること、X1及びその関係者に対して本件取引に関しメール送信その他の連絡を行わないこと等を内容とする本件調停合意が成立していた(前提事実(6))。しかし、Yは、上記2のとおり、同合意の成立後も、Cアカウントを削除せず、X1らに本件取引に関しメールを送信し、インターネット上で、X1らの社会的評価を低下させる表現行為を重ねていたことが認められる(前提事実(7))。 このようなYの態度に鑑みれば、X1らの求めるCアカウントの削除、各投稿の削除及び別紙行為目録記載の行為(誹謗中傷行為の禁止、メール送信の禁止)の差止めは、その必要性が認められ、その差止めの範囲も、Yの受忍限度を超えるものとはいえない。 以上のとおりであるから、X1については本件調停合意及び人格権に基づき、X2については人格権に基づき、Yに対し、Cアカウントの削除、各投稿の削除及び別紙行為目録記載の行為(誹謗中傷行為の禁止、メール送信の禁止)の差止めを命ずるのが相当である。」	
32 [11]	東京地裁平成22年3月19日判決・Westlaw2010WLJPCA03198017	スレッド自体の削除、インターネット上の掲示板の投稿記事	Xが、インターネット上の掲示板において、Xの名誉を毀損する発言が書き込まれたとして、その管理者であるYに対し、法人の人格権に基づく侵害予防ないし排除請求権に基づき、主位的に上記発言が書き込まれたスレッド全体の削除を求め、予備的に上記発言(名誉を毀損する各投稿)の削除を求めた事案	主位的請求棄却 予備的請求一部認容 (スレッド中の一部の投稿の削除を肯定)	「スレッド1及びスレッド2の題名それ自体が原告の社会的評価を低下させるものとはいえないことは明らかであるし、本件名誉毀損的発言は本件スレッド全体で59件(スレッド1に34件、スレッド2に25件。率にして、本件スレッド全体の発言数の約10%)にすぎず、残る506件の発言には違法性があるとは認められない。」「違法性のある発言とその余のものを分離し、前者の発言のみを削除することが技術的に不可能であることが窺えない中、本件スレッド全体を削除して、違法性を有するとは認められない発言も削除することは、適法な表現活動に対する侵害に外ならず、許容されるものではない。」「Xは、将来にわたって本件スレッドに名誉毀損となる発言が書き込まれる蓋然性が高いと主張するが、書き込まれる発言の内容がもっぱら名誉毀損となるものであることの証明がない以上、スレッドの削除は、その内容の違法性を論じないで行う規制に等しく、表現活動に対する侵害であって、許容されるものではない。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
33 [12]	東京地裁平成27年1月15日判決・D1-Law29044469	スレッド自体の削除、インターネット上の掲示板の投稿記事	X(セミナープロデュース事業等を行う会社)が、Yにおいてホスティングサーバを提供する「C」と題するインターネット掲示板に、Xの社会的評価を低下させる「(武闘派集団)株式会社インテリジェンスエージェント(炎上間近)」というスレッドが作られ、Xが反社会勢力であるかのように受け取られ、また、詐欺的行為を繰り返す会社であると認識される内容の投稿がされていることが、Xの社会的評価を低下させており、Xの人格権を侵害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき、本件スレッドのウェブページの削除を求めた事案。	請求認容(削除肯定)	「本件スレッドでは、詐欺の被害にあったという者から、レス89において、具体的な状況や、詐欺にあったことで精神的に落ち込むとの内容投稿が、レス92において、詐欺にあった被害者の心情を吐露する投稿が、レス95では被害者が50人以上集まっているとのDを紹介する投稿、レス107では「本当に汚い商売」「購入する判断材料として重要な部分に虚偽があったため詐欺」などとする投稿が見られ、さらに、本件スレッドに関する別件仮処分後においても、Xが訴えられるらしいとの投稿(レス120)などが見られる。 これらからすると、Xの主張するとおり、本件書き込み1ないし3及び上記3記載の事実は、本件スレッドの投稿にXの社会的評価を低下させる内容が含まれることを示すものといえる。 また、これについて、Yから、真実性の主張・立証はなく、公益性についてもその立証はない。 そうすると、本件においては、現状において、本件スレッドの存在はXの社会的評価を低下させるものであり、Xの名誉を毀損し、人格権を侵害するものであるといえる。 そして、本件スレッドがある限り、前後の文脈から、Xの社会的評価の低下が続くと考えられることに加え、Yは、本件スレッドを個別に削除する権限はなく、また、名誉を毀損するものであれば、Yのレンタルサーバサービスの契約に関する所定の約款に基づき、サービスの一時停止やサービスの利用制限をすることができるとしているのであるから、本件については、本件ウェブページを削除することによって人格権侵害を防止することが認められるというべきである。」	
34 [12]	東京地裁平成29年12月13日判決・D1-Law28263994	なりすまし、ウェブページ全体の削除、ウェブサイト上の投稿記事	X(医療財団法人)が、Yら(夫婦であり、その子が死亡したことについて、Xの過失を主張して損害賠償を求める医療訴訟を提起したが、その請求は棄却され、判決は確定している)らが実質的に管理運営するウェブサイトにおける投稿内容が、Xの人格権(名誉権)を侵害すると主張して、人格権に基づき、Yらに対し、ウェブサイトの記事の削除を求めた事案。	請求一部認容(削除肯定)	「ところで、Xは、本件ウェブサイトの本件各投稿がXの人格権(名誉権)を侵害することをもって、本件ウェブサイト全体の削除を請求する。 しかしながら、Xが人格権侵害を主張するのは、別紙2「削除該当箇所一覧」の番号1ないし30の各投稿記事であるので、本件ウェブサイト全体の削除は過剰であり、以下に検討するように番号1ないし30の各投稿記事のうち、Xの人格権を侵害するものについてのみ、削除請求を認めれば足りる。」	
35 [12]	東京地裁平成31年4月24日判決・D1-Law28273432	ブログ全体の削除、ブログの投稿記事	Xが、Yが利用者に提供し管理運営しているブログのサービスにおいてブログに掲載された記事の内容がXのアイデンティティ権を侵害し又はXの名誉を毀損しているとして、Yに対し、人格権に基づき、当該ブログの削除を求めた事案。	請求認容(削除肯定)	「前記2でみたところによれば、本件記事の掲載は、Xの名誉を毀損する違法なものであることが明らかであるといわなければならない、併せて、前記2(3)でみたところによれば、本件記事が掲載されたブログは、本件記事を作成し掲載した者がのみこれを利用して記事を掲載することができる一方で、Xがこれを利用することはできない状況にあることが認められ、このような事実に鑑みると、Xは、Yに対し、人格権に基づき、本件記事の削除はもとより、このような記事が掲載されたブログそのものの削除も請求することができる」と解される。」	
36 [13]	東京地裁平成27年12月21日判決・D1-Law29015749	一部にのみ権利侵害情報が含まれる場合、ウェブサイト上の投稿記事	X(パチスロ機の製造等を行う会社)が、Y(新聞社)において発行する新聞紙及びYにおいて管理するウェブサイトに掲載された記事によって名誉を毀損されたと主張して、Yに対し、民法709条に基づき、損害賠償請求をするとともに、同法723条に基づき、ウェブサイトに掲載された記事の削除並びに新聞紙面及びウェブサイトへの謝罪広告の掲載を求めた事案。	請求一部認容(削除肯定)	「本件記事1、3、4及び5については、Xの名誉を毀損し、かつ、その摘示する事実の重要な部分において真実であるとは認められないから、民法723条の名誉回復のための措置として、Yに対し、ウェブサイトからの削除を命じる必要があるといえるべきである。なお、本件記事1、3、4及び5には、名誉毀損に該当すると認められる部分以外の記載もあるものの、各記事は全体としてそれぞれ1つの記事を構成していることから、当該記事中、名誉毀損部分を特定して当該部分のみの削除を命じることは困難であり、また相当ではないので、当該記事全部の削除を認めるのが相当である。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
37 [13]	東京地裁平成30年1月30日判決・D1-Law29049080	<b>一部にのみ権利侵害情報が含まれる場合</b> 、ブログ及びウェブサイト上の投稿記事	X（人材派遣会社の創業者でコンサルティング会社の代表取締役）が、Y1（右翼団体である新聞社の主催者）が運営するブログ及びウェブサイトに掲載された記事によって、Xの名誉・信用が毀損されたと主張して、Y1に対し、人格権に基づきブログ記事及びウェブサイト記事の全部の削除を求めるとともに、Y1が主宰する政治団体の関係者らに対し、共同不法行為による損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「本件ブログ記事及び本件サイト記事のうち、Xの名誉・信用を違法に侵害する部分は、前記1（2）のとおり、別紙5「削除箇所目録」記載の部分であり、Xの名誉を回復するための措置として、同部分を削除する必要があるから、Xの記事の削除請求はこの限度において理由がある。 本件ブログ記事及び本件サイト記事のその余の部分については、Xの名誉・信用を毀損するものではないから、Xの削除請求のうち、これらに係る部分については、いずれも理由がない。」	